

小金井市保健福祉総合計画策定概要

1 現「小金井市保健福祉総合計画」について

現計画は「第4次基本構想・前期基本計画」に基づき、制度の枠組みを超え、すべての市民の福祉と健康づくりに資する計画として、平成24年3月に策定された計画です。

「地域福祉計画」、「障害者計画・第3期障害福祉計画」、「第5期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画」、「健康増進計画」の4計画を内包しています。

2 策定の方針について

「第3期障害福祉計画」、「第5期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画」は平成27年に一度見直しを行い、計画最終年度が平成29年度となっています。計画期間を揃えて包括的な福祉行政を推進するため、その他の計画の期間を1年延伸し、平成30年度から35年度までの6年間を期間とする計画として、新たに計画を作りなおします。

【保健福祉総合計画等 計画期間一覧表】

計画	見直期間														見直期間														見直期間																											
	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
基本構想・基本計画	第4次前期				第4次後期				第5次前期				第5次後期				第4次前期				第4次後期				第5次前期				第5次後期																											
保健福祉総合計画	5年					延伸	6年						6年						5年					延伸	6年						6年																									
地域福祉計画	5年					延伸	6年						6年						5年					延伸	6年						6年																									
健康増進計画	5年					延伸	6年						6年						5年					延伸	6年						6年																									
障害者計画	5年					延伸	6年						6年						5年					延伸	6年						6年																									
障害福祉計画	3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年																						
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年			3年																						

3 基本構想・基本計画との整合性について

障害福祉計画及び介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（以下「介護保険計画」といいます。）の計画期間が3年間と法的に定められていることから、福祉分野の各計画を総合的に取りまとめ、福祉の包括的な推進を図ることを目的とする保健福祉総合計画についても、障害福祉計画及び介護保険計画の計画期間と期間を合わせることにいたします。

そのため、基本構想・基本計画の策定と数年の差が生じる期間が発生しますが、基本構想・基本計画が策定された時点で、保健福祉総合計画の内容も再検討するなど、上位計画と齟齬が生じないよう配慮することとします。

4 策定における検討課題

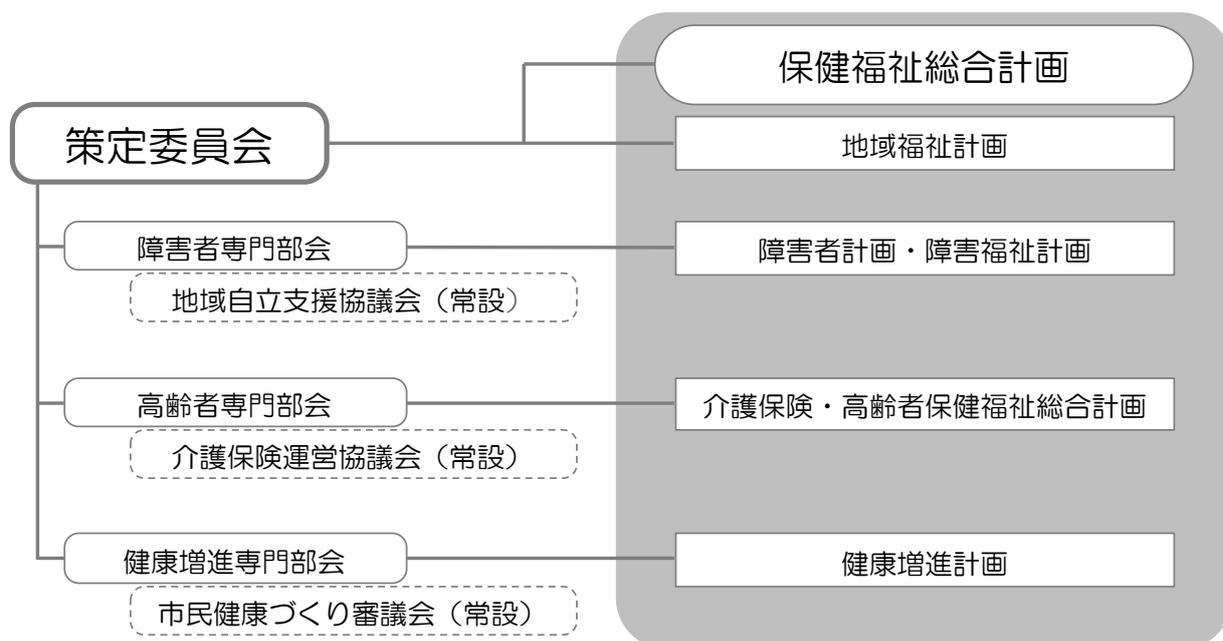
- (1) 生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づく支援体制の充実
- (2) 災害対策基本法一部改正（平成25年6月）に基づく災害時避難行動要支援者事業の充実
- (3) 総合計画としての、各分野共通基盤となる基本的な考え方の整理
 - ・基本構想・基本計画「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」の実現に向けた施策の具現化
 - ・福祉の担い手の育成、連携の推進 など

5 策定委員会について

計画策定にあたり、広く一般市民、学識経験者及び保健・医療・福祉関係者の意見を反映させるため、小金井市保健福祉総合計画策定委員会を設置します。

- (1) 委員会の委員は、12人以内とする。
- (2) 委員は、一般公募による市民、学識経験者、福祉関係団体及び計画策定に関する機関に属する者とする。
- (3) 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。
- (4) 委員会に下部組織として、障害者専門部会、高齢者専門部会、健康増進専門部会を置く。
- (5) 専門部会は、個別計画の作成を行い、その結果を委員会に報告する。
- (6) 専門部会は、地域自立支援協議会、介護保険運営協議会及び市民健康づくり審議会に属する委員をもって構成する。

【策定委員会及び専門部会の位置づけ図】



6 策定スケジュールについて

平成28年度に、市民ニーズを広く把握するためアンケート調査を実施し、平成29年度に、国・都の政策方針等を反映した計画見直しを行います。

※別紙 詳細スケジュール参照

予定時期		実施内容
平成28年度	中旬	アンケート調査実施、結果の分析
	下旬	アンケート調査報告書作成
平成29年度	上旬	国・都の福祉政策動向整理、現行計画の評価
	中旬	計画素案作成
	下旬	市民説明会、パブリックコメント、計画策定

7 アンケート調査スケジュールについて

予定時期	実施内容
平成28年12月 8日	調査票を発送
平成28年12月22日	調査回答締切（返信用封筒は料金受取人払い）
平成29年1月末	調査結果集計
平成29年2月中	調査報告書素案作成
平成29年3月初旬～中旬	調査報告書素案を策定委員会へ提示
平成29年3月末	調査報告書完成

8 アンケート対象者について

調査名	対象者の抽出条件
一般市民調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種障害手帳所持者ではない ・ 介護保険の要支援・要介護認定者ではない ・ 介護保険サービス未利用者調査の対象ではない ・ 18歳以上の市内在住者 ・ 住民基本台帳から無作為抽出
担い手調査	こがねい市民活動団体リスト登録団体